

〔博士論文要旨〕

イギリス金本位制成立史

依 光 良 馨

目次

序	
第一章 イギリスにおける金本位制の成立過程	
第一節 金と銀との闘争	
第二節 イギリスにおける金貨鑄造史	
第三節 王政復古と金銀複本位制の成立	
第四節 ニュートンの通貨改革	
第五節 一七七四年の金貨再鑄造法令と金本位制	
第二章 一七九七年の銀行制限条例の背景	
第一節 イングランド銀行から政府への貸上げ	
第二節 ナポレオン戦争開始より正貨支払停止までの通貨・金融・為替事情の推移	
第三節 正貨支払の停止——銀行制限条例	
第三章 地金論争の背景	
第一節 一七九七——一七九九年までの通貨・為替・物価の状態	
第二節 一八〇〇——一八一〇年までの通貨・為替・物価の状態	
第四章 イングランド銀行制限条例の撤廃への道	
第一節 地金論争の終結	
第二節 一八一〇——一八一五年までの穀物市況	
第三節 一八一三——一八一五年までの輸出用諸商品市況の強調	
第四節 一八一四——一五年以降の穀物価格の推移	
第五節 一八一〇——一二年のイギリスの通貨事情	
第六節 一八一四——一六年における通貨状況	
第七節 銀貨改鑄問題とリバプール卿の提案	
第八節 一八一六年の金単本位法（リバプール条例）の発布	
第九節 ソヴリン金貨の発行	
第一〇節 一八一七年と一八一八年における通貨事情ならびに一八一六年一月、一八一七年四月、一八一七年九月の部分的な正貨兌換開始	
第十一節 部分的正貨兌換再開告示の取消しとその当時の	

通貨事情

第二節

一八一九年の正貨兌換再開便法研究秘密委員会
と一八一九年七月二日のピール条例の成立

第三節

金単本位制実施条例成立後の諸事情

第五章 恐慌とピール銀行条例

第一節

一八二五年の恐慌

第二節

一八二六年の銀行条例

第三節

一八三二年の委員会と一八三三年の銀行条例

第四節

一八三六年の恐慌

第五節

一八三九年の貨幣恐慌

第六節

通貨主義と銀行主義

第七節

一八三九年の委員会

第八節

一八四四年のイングラランド銀行条例

索引

論文要旨

本論文はイギリスの金本位制が確立されるまでの変遷を年代順に追求すると共に、それにかゝる社会的・経済的諸關係を解明し、特に一九世紀前半に再三勃発した恐慌を防止克服する目的で形成されたはずの金本位制に基礎をおく近代金融機構が、所期の目的に反してその後恐慌を激化させる契機になった点を重視し、果たしてマルクスが「ピール条例の目的は恐慌を克服ないし緩和することではなく、イングラランド銀行がその利子歩合を引上げ、巨利を得ることにあった」と述べている通りであるか否かを史実で検証することに努めた。従って

本論文は結果的には、一八四四年までのイギリスの貨幣制度および兌換制度ならびに金融組織の發展過程を詳述してゆく中で、全体的には銀行學派に加担し乍ら、ピール条例の理論的支柱たるリカードの貨幣論の誤謬を史実をもつて論破し、ピール条例のもつ基本的な欠陥を浮彫りにすることとなった。

本論文を構成する各章の要点は次の通りである。

第一章、七、一三世紀は貨幣史の空白時代であったが、十字軍によりコンスタンチノープルから金を貨幣として使用する伝統がヨーロッパに伝えられ、近代貨幣史がはじまった。しかし一三、一四世紀の西欧諸国では銀貨が計算貨幣であった。各国では金銀法定比価が定められたが、それがまちまちであったので、世界的に金銀闘争の歴史が展開された。イギリスでは一八一六年の金単本位制の制定によって金の優位が決定的となった。

第二章、一七九三年と一七九七年の恐慌は地方銀行の脆弱さに起因するところが多かったが、イングラランド銀行は自己防衛に没頭して地方銀行に対して何らの援助も行わなかった。にも拘らずイングラランド銀行の金準備は、戦争による政府の莫大な対外支払、それに基づく為替相場悪化、貸上げの累積などで枯渇し、銀行は窮地に陥り、ついに一七九七年三月三日、正貨支払制限条例の發布となった。

第三章、正貨支払制限時代のうち比較的平穩な時期であった前半の一七九七、一八一〇年における通貨為替物価の状態を取扱った。小麦価格で代表される当時の物価や為替相場金価格などの騰落は、すべて戦争と天候による特殊な経済現象によ

るものであり、不換銀行券発行数量の増減によるものでなかったことを史実で論証し、リカードの通貨数量説が妥当性を欠くことを明らかにした。

第四章、正貨支払制限時代のうち地金委員会の成立した一八一〇年以降、金単本位制の実施された一八二一年五月までの波乱にとむ時期を取扱った。この時期についても、リカード理論でいうところの「銀行券発行高の増減↓物価の騰落↓為替相場下落ないし上昇↓金価格の騰落」という動きはみられず、むしろ正反対の現象が生じたことを明らかにした。なお、この期間に成立した一八一六年の金単本位法、一八一七年のソヴォリン金貨発行、並びに正貨支払再開措置の経緯についても関説した。

第五章は六つの節に分けて論述した。第一節、一八二一年の正貨支払再開によってイギリス金本位制の基本的骨組みは成立したが、まだイングランド銀行を枢軸とする全国的な信用組織の整備されていない状態では金本位制は十分にその機能を発揮しえなかった。かかる観点からすれば、イギリス金本位制が完成したのは、一八四四年というべきであろう。またイングランド銀行は、兌換再開当時はもとよりのことその後も長く、中央銀行としての自覚をもっていなかった。彼らは一国の通貨価値に対し影響を及ぼす実力も責任もないと考え、銀行の利益を優先させ、採算上有利であれば無統制な信用放出を平気で行った。これは投機の盛行をもたらし、先ず一八二五年の恐慌を勃発せしめた。一八二五年の恐慌とその後遺症とに痛めつけられる中

で、人々は第一に、恐慌防衛策として発券銀行の集中と兌換確保の必要を痛感した。また第二には、生産構造に照応する一般銀行の整備が急務であることを痛感し、一八二六年、三三年の株式組織銀行の設立と運営方式の決定となった。更に人々は、イングランド銀行は割引市場での有利な地位を一般銀行に移譲すべきものと考え、その結果、同銀行はロンドン短期利率および世界の短期利率を指導する方向へと進むことになった。

第二節においては、一八二六年の条例成立過程の諸事情に言及し、小額券発行撤廃条例と銀行組合法につき関説すると共に、株式組織銀行が整備され、イングランド銀行が支店網を拡充して行くことにより、イングランド銀行が、ロンドンの銀行から脱皮して、イギリス全体の近代中央銀行へ、イギリス金本位制の主軸金融機関へと躍進する過程をみた。第三節、一八三三年に銀行特許状が期限満了となるため、その更新処置を研究する調査委員会が一八三三年に成立した。委員会はその任務に即して多数の証人調べを進め、銀行制度に関連する多くの統計的事実を集めたが、選挙法改正直後の興奮した国内事情に鑑みて報告書を作成しなかった。しかし委員会の証言を基礎にした法案が作成され、一八三三年の銀行特許条例の成立となった。この条例で、株式組織銀行は発券をしないことを条件としてロンドンへ進出することが認められ、イギリスは金融制度史上新時代に入った。またイングランド銀行券は法貨として強制通用力を賦与された。更に恐慌を防止するためには手形割引を自由に操作しうる必要があったけれども、従来は高利禁止法で5%以上

への引上げが禁止されており不如意であった。しかしこれもい
まや可能となった。恐慌の防止を目ざす一八三三年の条例は金
融制度史上劃期的なものであった。しかし恐慌を阻止しようと
する目的は達せられなかった。第四節、第五節、一八三三年か
ら三六六年までの大豊作に刺激されて景気が高揚し、またその他
の諸要因に支えられて、イギリスはブームに入った。しかしア
イルランドにバニックが発生し、それがランカシャーとロンド
ンへ波及し、恐慌は一八三七年六月に最高潮に達した。一八三
九年にも英米に貨幣恐慌が発生した。イギリスでは貨幣恐慌は
ロンドンと主要商業地域だけに限定されたが、イングランド銀
行は支払停止に陥るばかりのところまで追い詰められた。第六
節、一八三六年恐慌による多数の破産に関してイングランド銀
行と地方銀行・株式組織銀行との間で責任のなすり合いが始ま
ったが、一般は三六六年と三九年の二回にわたる恐慌の責任者は
イングランド銀行であるとなし非難轟々であった。この二回の
恐慌で惹起された論争が通貨論争である。論争の一派たる通貨
学派の主張によれば、商品数量が不変のときに貨幣数量が増大
すれば商品価格は騰貴する。銀行券発行高が増大すれば通貨価
値は低落し、商品価格は騰貴し、正貨は国外へ流出し投機が盛
行して遂に恐慌に導かれる。だから銀行券発行を法律で統制す
べきであると主張する。彼らは貨幣は流通手段としてのみ機能
するものと考え、国家紙幣と銀行券とを同一視した。また貴金
属の流出入と退蔵貨幣との関係についても無知であった。これ
に対し銀行学派は、銀行券は本質上他の信用貨幣と区別される

べきものではなく、為替手形や小切手は貨幣の機能を十分に果
たすものであると主張し、銀行券と国家紙幣を区別し、銀行券
は兌換性が確保される限り過剰発行にはならぬので別に法律で
規制する必要はない、と主張した。また輸出入貴金属は退蔵貨
幣量には関係があるが、流通貨幣量には関係がなく、従って一
般物価には直接的な関係はないとなし、通貨学派を批判した。
とはいっても彼らもまた退蔵貨幣の機能を明確に認識しえな
かった。またトウ・ワークはスミスの「流通の二部門分割」の誤った
概念を導入したため「所得数量説」という謬見に陥った。けれ
ども証券業務と銀行業務とを区別すべきではない、と主張した。
これは最大のメリットといえよう。第七節、第八節、ピールは
恐慌防止策に通貨学派の理論を採用し、イングランド銀行を二
部門に分割し、発券を法的に規制し、また中央銀行に地方銀行
を統制する権限を与えるべきであると主張した。この主張を盛
った法案が議会通过して一八四四年のピール条例が成立した。
ピール条例の成立で恐慌は未然に防止されるものと確信された。
しかしその後次々と恐慌が勃発した。立案者にとっては甚だ不
名譽なことではあったが、一八四七年、五七年、六六年の恐慌
に際し、ピール条例を維持しようとするれば恐慌はますます激化
して行き、ピール条例を停止するという通告を出すだけで恐慌
を鎮静化させることが出来た。ここにピール条例はその弱点な
いし欠陥をいかに暴露するにいたった。

〔博士論文審査要旨〕

論文題目「イギリス金本位制成立史」

論文審査担当者 高橋泰藏

小泉明

長澤惟恭

一

本論文は、イギリスにおける金本位制度の成立の歴史を明らかにすることを直接の目的として、そこに至るまでのイギリスの貨幣制度、発券制度の発展を跡づけ、その経過を、それぞれの時期におけるイギリスの社会的、政治的および経済的諸事情の変遷に関わらしめて説明しようとした克明な歴史研究である。論述は、次の三つの段階に分けて行なわれる。すなわち、(一)、一七七四年の金貨再鑄造法に至るまでのイギリスにおける金貨制度の確立過程、(二)、一七九七年の銀行制限条例から、地金論争、一八一六年の金単本位制実施条例の成立を経て、一八二一年の銀行制限条例の撤廃に至るイギリスの通貨、為替および物価の変動と、それらの背景をなす政治的および経済的諸事情の交錯、(三)、銀行制限条例の撤廃から一八四四年のイングランド銀行条例の公布に至るまでの経済事情、とくにその間にあらわれた近代的恐慌の原因とその経過、これである。

筆者は、イギリスにおける金本位制度の基本的な骨組は、事実上一八二一年のイングランド銀行券の全面的な兌換再開によ

って成立するとし、さらにこの骨組の肉付として有機的な金融組織の一応の整備がえられた一八四四年のいわゆるビル銀行条例の公布の時期をもって、その完成を見たとする前述のような貨幣史の段階的区分は、金本位制度の成立を、金準備を基礎とする兌換銀行券発行制度の具体的な確立にあると見る、筆者の明確な問題意識にしたがって行なわれたものであって、貨幣史上における金本位制度の意義についての筆者の周到な歴史研究に基づく解釈を前提とするものといつてよい。

二

筆者は、前述の意味におけるイギリスの貨幣史の第一の段階を、その第一章「イギリスにおける金本位制の成立過程」において取扱ひ、本論の主題についていえば、その前史ともいふべき金貨制度の成立過程に注意を集中するとともに、金銀の生産事情の変化、金貨鑄造の歴史等を考慮しながら、中世以降のヨーロッパの全域に及ぶ金銀関争の歴史を背景として、イギリスにおける金銀複本位制の成立の過程を、詳細に追求する。すなわちここで筆者は、イギリスの貨幣史のこの段階を、十四世紀における金貨の鑄造から、一七二七年のニュートンの提案に基づく通貨改革に至るまでの時期と、それ以降一七七四年の金貨再鑄造法を経て、一七九八年の終局的な金銀複行本位制への移行までの時期とに区分して、その貨幣制度が、貿易構造の特殊性と鑄造比価と市場比価の齟齬を通じて、法制上は金銀複本位制のまま、次第に事実としての金単本位制によっておきかえ

られて行く過程を詳述する。そして筆者は、この後の時期における市場比価の変動を中心に、その政治的経済的事情の変遷を跡づけることによって、イギリスにおける事実としての金本位制の発端は、この一七一七年の改革に始まるとする見解を基礎づけている。

三

前述の意味における貨幣史の第二の段階に関する研究は、本論文の第二章から第四章に亘る部分と解されるのであるが、筆者はさらに、これを二つの時期に分けて考察し、前の部分では、一七九七年の銀行制限条例と、これに続いていわゆる地金論争が展開される一八一〇年頃までの期間における通貨、為替、物価の諸事情の推移を克明に追求する。そしてそのことを通じて、ナポレオン戦争と産業革命の時期を特色づけるイギリスの通貨、金融問題の解明に努めているのである。筆者はそれに対して、第二章「一七九七年の銀行制限条例の背景」と第三章「地金論争の背景」とをあてている。後の部分に対しては、第四章「イングランド銀行制限条例の撤廃への道」という本論文の約三分の一を占める論述がこれにあてられているのであるが、ここでは、地金論争の終結の前後から、一八一六年の金本位制実施条例の成立を経て、筆者のいわゆる事実としてのイギリスの金本位制度の骨組が成立したとされる一八二一年の銀行券兌換再開に至るまでの十数年における通貨事情、物価ことに穀物価格の変化、為替市況の変動等を中心に、貿易構造の変化をとまな

って発展して行ったイギリスの経済事情の推移が、克明に追跡されている。この部分の解明は、前二章の場合と同様に、主としてトウークの『物価史』全五巻（一八三八—一八五七）を中心に、多くの文献についての詳細な吟味と、それらの文献から利用可能な当時の種々の統計資料の綿密な分析あるいは比較研究を抛り処とするものであるが、このような歴史の研究に基づいて、筆者はまた、通貨論争を通じて次第に明らかになってきた後の通貨主義および銀行主義という二つの対立する貨幣思想のそれぞれの性格を、歴史的な事実の推移に照らして評価し、リカードの貨幣理論のもつ欠陥を明らかにすることに務めている。すなわち筆者は、前述の諸文献を用いて、当時の商品価格の変動を最も良く代表すると思われる穀物価格の変動を詳細に吟味し、これとともに輸出商品価格の変動、金価格および為替相場の変動、銀行券発行高の増減を、それぞれ年代を追って綿密に追跡し、それによって、銀行券発行高の増（減）↓物価の騰（落）↓為替相場の下落（上昇）↓金価格の騰（落）↓という法則性を主張するリカードの数量説的な見解が、この時代の事実には一致しないことを立証しているのである。

四

第三の段階に関する研究は、本論文の約四分の一を占める第五章「恐慌とピール銀行条例」において取扱われている部分であるが、ここでは筆者は、筆者のいわゆる骨組の成立を終わったイギリスの金本位制度が、有機的な金融組織の一応の完成をえ

て金本位制度としての確立を見た一八四四年のピール銀行条例に至るまでの歴史的な諸事情の推移を、一八二五年を始めとする近代的な周期的過剰生産恐慌の分析を中心に追求し、それらの変動の過程を通じて具体化されてきたこの間におけるイギリスの金融組織の発展と、それにともなつて行なわれた法制の变化の過程とを明らかにする。この間筆者はまた、これらの史実の分析を通じて、当時の通貨主義と銀行主義の貨幣理論の歴史的背景を明らかにし、他方では、このいわゆる通貨論争を経て、通貨主義の考え方の最終的な勝利を意味する一八四四年条例の成立に至る過程を吟味し、この分析の帰結としての同条例に対する筆者の批判を展開する。とくに筆者は、これらの史実の分析の結果に照らして、一方では、一八二五年の恐慌の経過の追求から、イングランド銀行が中央銀行として確立されて行く過程の発端がここに見出されることを明らかにするとともに、他方では、一八二六年および一八三三年の銀行条例に対して、金本位制度の本質に関する筆者の基本的な見解を反映する注意深い解釈を試み、これに銀行制度の近代化を進める二つの転機としての高い評価を与えている。

五

以上のように本論文は、これまで数多くの研究が行なわれてきたイギリスにおける近代貨幣史、ことに金本位制度の生成、発展に関する歴史のうち、従来その組織的研究において比較的空白のまま残される部分の多かったと考えられる金本位制度確

立の時期について、その通貨、金融事情の変遷に関する包括的な分析を試みた研究として、極めて高い学問的価値をもつものといつてよい。筆者は、金本位制度そのものの本質に関するその基本的見解にしたがつて、それを、金準備を基礎とする銀行券発行制度についての明確かつ現実的な規定を含み、中央銀行と、銀行を中心とする金融機関との有機的な組織およびそれらの活動の場としての金融市場の整備を前提として具体的に成立つ歴史的な貨幣制度に外ならないと見る。筆者のこのような見解は、金本位制度をもつて、一面においては、イギリスを中心にして、近代的国民経済の一定の発展段階に照応して成立した貨幣制度に外ならないと見るとともに、他面においては、逆に歴史としてのイギリスの金本位制度の発展の過程を、このような見解に照して分析するところから明らかにされてきたものと解して差支えないであろう。筆者は、この地金論争から通貨論争に至る近代の貨幣信用理論の展開期でもあった時期の複雑な歴史的諸事情の推移を、この意味における金本位制度の骨組の成立から、その肉付をえて一応の完成を見るに至る過程として整理することにより、焦点の極めて明確な貨幣史の展開に成功していると評することができる。同時に上述の理由によって本論文は、これまでイングランド銀行史のうちで、その通史的な研究が比較的欠けていたと思われる同時期の部分について、極めて有益な素描を与えたものとしても高く評価されてよい。

しかしながら本論文には若干の欠点がないわけではない。たとえば筆者のリカードの貨幣理論の欠陥に対する批判的研究は、

参考論文とも併せてその要点を突いたものと評しうるところではあるけれども、その吟味については資料の利用が極めて綿密であるとはいえ、本来リカードの所説を排する意図を含んで書かれたトウークの『物価史』が拠り処とされていたという点においてなお問題を残すものといいうるであらう。さらに金本位制度の具体的内容を構成するものとして筆者が強調する金融機関ことに近代銀行制度の形成と発展、手形割引市場の動静とその変遷、銀行券と預金通貨との協働の上に成立する信用制度の発展等に関するそれぞれの史実の解明においては、本論文の他の部分に比較して、やや不十分な点があることも否定され難い。

六

しかし以上のような若干の残された問題は、いわば望蜀的批判に属するものであって、筆者が本論文を通じて明らかにしたイギリスの金本位制度確立期に関する歴史の研究は、通貨および金融史の分野において、学界に対する極めて有益な寄与を含むものとして、その成果は十分に高く評価されなければならない。

よって審査員は、所定の試験の成績とも併せ考え、筆者が一橋大学商学博士の学位をうけるに足るものと認定する。

昭和四十三年五月十三日